

## 【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

景観まちづくり課

土地区画整理事業（組合施行）の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更認可

根拠条文

土地区画整理法第 39 条第 1 項

組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

審査基準

土地区画整理法第 39 条第 2 項において以下のとおり準用する。

- 1 土地区画整理法第 21 条第 1 項 1 号に規定する申請手続きに関する法令
  - ①土地区画整理法施行規則第 1 条、第 2 条
- 2 土地区画整理法第 21 条第 1 項 2 号に規定する定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続き又は内容に関する法令
  - ①土地区画整理法第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条
  - ②土地区画整理法施行令第 1 条
  - ③土地区画整理法施行規則第 10 条の 2

標準処理  
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機 関 期 間	施行区域を所 管する市町村長 日	機 関 期 間	景観まちづく り課 8 日	申請は、施行区域を所 管する市町村長 期間は、別途関係機関と の調整に要する期間、事 業計画の縦覧期間、意見 書の提出期間及び意見書 の処理期間を加算